

大日本護謨業名鑑

府縣	各種ゴム統計表	(各府縣人力車現在數并稅率表)	△九二
四多摩郡	一三〇	〇	〇
南多摩郡	二三〇	〇	〇
北多摩郡	一九九	〇	〇
北豐島郡	三二六	二四六	八〇
南足立郡	一〇五	〇	〇
南葛飾郡	一八三	〇	〇
郡部合計	二、〇四七	〇	〇
神奈川縣	六、一二九	〇	〇
横濱市	三、三八五	六圓	二圓八十錢
山梨縣	四三〇	二圓	二圓五十錢
静岡縣	二、〇六六	二圓	二圓一圓二付四五十錢
愛知縣	四、七三二	二圓	二圓一圓二付四五十錢
名古屋市	鐵輪二、三一七 鐵輪一、〇二二	一圓廿錢 二圓	鐵輪二十錢 鐵輪十二錢
三重縣	三、〇三四	二圓廿錢	〇
岐阜縣	鐵輪一、六八八 鐵輪一、五六七	二圓五十錢 三圓	〇
滋賀縣	鐵輪二、〇六〇	二圓八十錢 二圓七十錢	〇
京都府	一、三九六	二圓五十錢	五圓
京都郡	一、二八一	二圓	一圓二付三十錢 乃至五十錢

大日本護謨業名鑑

府縣	各種ゴム統計表	(各府縣人力車現在數并稅率表)	△九三
京都市	四、三八七	三、二二九	五七二
奈良縣	一、五七二	五八〇	八五圓
大阪府	二、二二〇	二八〇	三圓
大阪市	七、一〇五	二八〇	三圓
東區	一、一六四	七三八	四二六
西區	一、二八八	二〇九一	二六四
南區	二、四五一	九六	ナシ
北區	二、二〇二	一、九八四	ナシ
和歌山縣	一、六九七	ナシ	ナシ
兵庫縣	五、二七六	二圓	三圓
神戶市	二、九五二	二、五六一	三九〇
岡山市	四、三九二	二圓	八圓
廣島縣	二、一九一	二圓	〇
廣島市	一、一二六	九一六	七圓二十錢
山口縣	二、〇三五	四圓五十錢	〇
山口市	一、六八九	二圓八十錢	〇
德島縣	一、六八九	二圓五十錢	五圓
德島市	〇	〇	德島市一圓二付 李鏡郡一圓二付

大日本護謨同業名鑑

高知縣	一、一〇五	一人	一、〇九九	二人	二圓	六十八錢位
香川縣	一七、〇四六	二人	一七、〇四三	二人	三圓	
愛媛縣	一、三三八	一人	一、二六六	一人	四圓	四圓五割乃至七割
福岡縣	三、四八五		二圓六十錢			一圓二付五十錢乃至一圓迄
長崎縣	二、〇三三		二圓六十錢			一圓二付平均
熊本縣	二、七六四		二圓五十錢			一圓〇五錢
佐賀縣	一、五八三		二圓五十錢			四割乃至十割
鹿兒島縣	一、七〇九		二圓五十錢			四割乃至十割
宮崎縣	五〇六		三圓			
大分縣	一、〇〇四		二圓五十錢			
沖繩縣	二、五〇〇	二人	二圓三十錢	二人	二圓八十錢	
島根縣	一、五二七	一人	二圓五十錢	一人	四圓	
鳥取縣	一、二五六	一人	二圓五十錢	一人	四圓	
福井縣	八三九		四圓八十錢			
富山縣	一、二七八		一圓五十錢			
石川縣	一、三一四		二圓五十錢			
新潟縣	五、五二四	一人	二圓六十錢	一人	二圓四十錢	
附加稅共						
總計	二、一六〇		二圓二十錢			七五

各種ゴム統計表 (各府縣人力車現在數並稅率表)

△九四

大日本護謨同業名鑑

長野縣	二、二三五		二圓二十錢			七五	四圓四十錢	五割乃至七割
群馬縣	一、五八〇		二圓					四圓一圓二付七十錢以下
栃木縣	二、三四六		二圓					五割乃至九割
千葉縣	二、一四五		二圓五十錢					一圓二付廿五錢乃至七十二錢
茨城縣	一、二五八	一人	二圓					百分五十內外
福島縣	一、三七五		二圓					一圓二付五十錢內外
宮城縣	一、〇〇八		二圓					
岩手縣	五九五		二圓					
山形縣	二、二四〇		二圓					
秋田縣	一、三〇七		二圓					
青森縣	五九九		三圓					
函館支廳	五		一圓五十錢					
函館區	二六三		二圓					
檜山支廳	三		一圓五十錢					
後志支廳	三九		一圓五十錢					
札幌區	二八		一圓五十錢					
增毛支廳	一		二圓					
總計	二、一六〇		二圓二十錢					七五

各種ゴム統計表 (各府縣人力車現在數並稅率表)

△九五

大日本護謄業名鑑

各種コム統計表 (各府縣人力車現在數並稅率表)

網走支廳	三	一圓五十錢
根室支廳	一三	一圓八十錢
釧路支廳	二九	二圓五十錢
河西支廳	五	七十五錢
浦河支廳	二八	二圓五十錢
室蘭支廳	一六	一圓
樺太廳	一	一圓
臺灣廳	一、六五六	二圓
臺北廳	六六一	三圓
臺南廳	二〇九	三圓
臺中廳	二〇〇	二圓
臺東廳	二〇〇	二圓
朝鮮	約二、〇〇〇	二圓
京畿道	約二、〇〇〇	二圓
京城	仁川	三圓五十錢
成鏡南道	七〇	二圓五十錢
江原道	不詳	三圓
慶尙南道	不詳	三圓
慶尙北道	約五五	三圓四十錢
忠清北道	約五五	三圓四十錢

△九六

七十五錢

大日本護謄業名鑑

本邦合計 一五四、三〇七

關東州民政廳 一五〇  
關東州民政廳 六二六  
關東州民政廳 一圓八十錢  
關東州民政廳 一ヶ月七十錢

第三十九章 特許出願心得

目次

- 一 特許ヲ受クルコトヲ得ル發明
- 二 特許ヲ受クルコトヲ得ザル發明
- 三 特許ヲ受クルコトヲ得ル人
- 四 出願手續
  - 甲 願書
  - 乙 明細書
  - 丙 圖面
  - 丁 明細書記載方丈例
  - 戊 願書差出ニ際シ注意スベキ事項
- 五 出願中ノ心得
  - 甲 願書番號
  - 乙 難形又ハ見本
- 六 追加特許
- 七 特許權ノ改訂
- 八 特許權ノ分割
- 九 特許又ハ許可ノ査定アリタル場合
- 十 拒絕査定アリタル場合
- 十一 博覽會又ハ共進會ノ出品保護

附 錄 (特許出願心得)

△九七

附 錄 (特許出願心得)

ム九八

一 特許を受くることを得る發明

特許を受くることを得るものは新規なる工業的發明に限る而して發明の新規とは左の各號に該當せざるものを謂ふ

(イ) 特許出願前帝國内に於て公然知られ又は公然用ゐられたるもの

(ロ) 特許出願前容易に應用することを得べき程度に於て帝國内に頒布せられたる刊行物に記載せられたるものは是れなり

但し(1)發明が試験の爲前記各號の一に該當するに至りたる時より二年以内に特許を出願したるとき(2)同一發明に關する特許出願中若は實用新案登録出願中又は其の特許權若は實用新案權の存續中其の發明が前記各號の一に該當するに至りたるときは此の限にあらす

るもの  
三 特許を受くることを得る人  
一 發明者  
二 相續人  
三 讓受人  
四 職務上又は契約上爲したる發明に就ては其の職務を執行せしむる者又は使用者(勤務規程又は契約に別段の定めある場合を除く)

四 出願手續

特許を出願するには先づ一發明毎に左の方式に従ひ願書、明細書及び必要の圖面を作りて特許局に差出すべし

(甲) 願書は左の書式に依りて認め金五圓に相當する收入印紙を貼附すべし



二 特許を受くることを得ざる發明

一 飲食物、嗜好物

二 醫藥、其の調合法

三 秩序若は風俗を紊り又は衛生を害するの虞あるもの

書 式 (用紙可成美濃紙)

收入印紙五圓

特 許 願

一 發明ノ名稱

一 發明者ノ氏名、住所(居所又ハ營業所)及職業(本項ハ出願人が發明者ナルトキハ記載スルコトヲ要セズ)私(私共)儀別紙明細書ニ記載スル發明ニ付特許相受度此段相願候也

本 籍(國籍)  
住 所(居所又ハ營業所)  
職 業

年 月 日

特許局長 氏 名 殿

出願人(發明者) 氏 名

名

(法人ナルトキハ) 代表者氏名印

添附書類目録

一 何々 何通  
一 何々 何通

○注意

他人ノ發明ヲ承繼シテ出願スル場合又ハ發明者ト共同シテ出願スル場合ニ於テ別ニ其ノ承繼ノ事實ヲ證明スルニ足ル相當ノ書面ヲ添附セザルトキハ願書ノ餘白ニ左記文例ニ倣ヒ發明者ニ於テ其ノ意志ヲ表示シ署名捺印スベシ

本願發明に關し特許を受くるの權利は何々の事由に依り前記(何某ニ移轉)したるものに相

附 錄 (特許出願心得)

ム九九

附 錄 (特許出願心得)

達無之候也

大正 年 月 日

發明者 何 某 印

4100

(乙)

明細書とは如何なる發明に對して特許を出願すべきやを明細に認めたる説明書なり其の作り方は美濃紙を二つ折にして十二行二十四字詰に認め左の順序に従ひ作製し末尾に署名捺印すべし

一 發明の名稱

發明の性質及び目的の要領 (發明が如何ナル點的即チ効能ハ如何ナルモノナルヲチ簡明ニ記スルコト)

三 圖面の略解

附屬シタル圖面ハ發明ノ如何ナル部分ヲ表ハシタル圖面ニテ表ハスコトヲ得ザル發明ニ付テハ此記載ハ不用ナリ

四 發明の詳細なる説明

特許請求の範圍 (是ハ發明ノ如何ナル部分ニ付特許ヲ特許法ニ依リテ保護セラルベキ權利ノ範圍ナレバ明瞭ニ認ムベシ)

注意 他の發明の改習若は擴張に係る發明又は

(丙)

他の特許發明若は登録實用新案を使用するに非ざれば實施すること能はざる發明の明細書に在りては其の發明又は實用新案との關係を「四 發明の詳細なる説明」の部に明確に記し他の發明又は實用新案が特許又は登録せられたるものなるときは其の特許番號又は登録番號、出願中のものなるときは其の願書番號又は符號をも併せて記載すべし

一 圖面は薄水引薄美濃紙又は「ケント」の如き平滑強靱なる白紙覆寫紙若は覆寫布を用ゐる右半面は餘白とし左半面にのみ認め堅曲尺七寸五分横四寸五分以内の面に濃墨にて鮮明に調製すべし

二 圖面は繪具又は墨を以て着色することを得

附 錄 (特許出願心得)

- 三 圖面は幾圖にても差支なけれども數箇となりたるときは一箇毎に第何圖と記し又各圖に通して同一なる部分には必ず同一の符號を用ゆべし但し番號及び符號は濃墨にて肉太に明記すべし
- 四 圖面の各業には出願人署名捺引すべし以上の如く調製したる圖面は其の右方の一端のみを願書、明細書等と共に紙然にて綴合はすべし
- (丁) 明細書及び圖面の作り方一例

明 細 書

發明の名稱 驗温器鞘

發明の性質及目的の要領 本發明は驗温器鞘に改良を加へたるものにして鞘體の全部を圓錐狀と爲して其の太き一端に適合して摺動すべき外鞘を設け該外鞘には更に蓋片を設け着せる構造より成り其の目的とするところは簡便なる形狀を有し其の中に收容せる驗温器若は之に類する物品を緊持して振動破損することなからし

め且つ之を取出すに極めて容易ならしむるに在り

圖面略解

別紙圖面は本器の構造を示す第一圖は全器の正面截斷圖、第二圖は第一圖と同じく其の截斷圖にして鞘を押下げ蓋片を押開きたるもの、第三圖は其の斜面圖にして全圖面中同一符號は同一部分を示す

發明の詳細なる説明

鞘體(1)は適宜の材料を以て適當の長さに作り其の全體を圓錐狀とす故に其の中に收容せる驗温器の下端は圓錐狀なる鞘體内面に支へらるること第一圖、第二圖に示せる如くにして驗温器は安りに動搖破損せらるることなし又鞘體(1)の太き上端には之に相當せる圓錐狀の外鞘(17)を摺動し得べく附設す外鞘(17)の側面には細長き縦導孔(18)を穿ち之に鞘體(1)の側面に設けたる突起(19)を係合せしむ或は導孔(18)突起(19)に代ふるに鞘體の側面に突起(28)を設けるとあり故に外鞘(1)を上方に引出す時は鞘體(1)の側面と外鞘(17)の下端

4101

附 録 (特許出願心得)

41011

内面との摩擦に依り外鞘と鞘體は緊定せられ外鞘(17)を押下くるときは突起(19)又は突起(28)によりて制止せらる外鞘(17)の上端には其の邊に於て蓋片(20)を蝶鉸(21)にて取付け蓋片(20)には弾性突片(22)を設けて外鞘(17)に於ける突起(23)に係合す蝶鉸(21)の眞棒(24)は彎曲して環(26)を形成し之に鎖(26)の連繫し鎖(26)の端には止鉤(27)を設けて携帯に便にす

本器は圓錐狀なるを以て「ポケット」に挿入するに便利なるのみならず其の内面は驗温器を緊持するの利あり又外鞘(17)、蓋片(20)、鎖(26)は共に鞘體(1)より分離することなきが故に個々紛失するの虞なく外鞘(17)を押下ぐれば驗温器頭は自然に蓋片(20)を押開きて外部に露出し之を取出すこと極めて容易なり

特許請求の範圍

一 本文所載の目的に於て本文に詳記し別紙圖面に明示する如く鞘體を圓錐狀となしたる驗温器鞘

二 本文所載の目的に於て本文に詳記し別紙圖面に明示する如く圓錐狀の鞘體の太き一端に相當せる圓錐狀の外鞘を摺動し得べく取付け且つ鞘體側面の一部に突起を設け又は外鞘には細長き縦導孔を穿ち鞘體側面には突起を設けて相係合せしめ外鞘を引出すときは外鞘内面と鞘體側面とが摩擦的に緊定せられ之を押込むときは突起にて制止せらるべくさせる驗温器鞘

三 本文所載の目的に詳記し別紙圖面に明示する如く圓錐狀の鞘體の太き一端に相當せる圓錐狀の外鞘を摺動し得べく取付け外鞘の上部には一邊に於て蓋片を蝶着し外鞘を引出すときは外鞘内面と鞘體側面とが摩擦的に緊定せられ之を押出すときは内部に收容せる驗温器頭が自然に蓋片を押開きて外部に露出すべくさせる驗温器鞘

四 本文所載の目的に於て本文に詳記し別紙圖面に明示せる如く圓錐狀の鞘體の太き一端に相

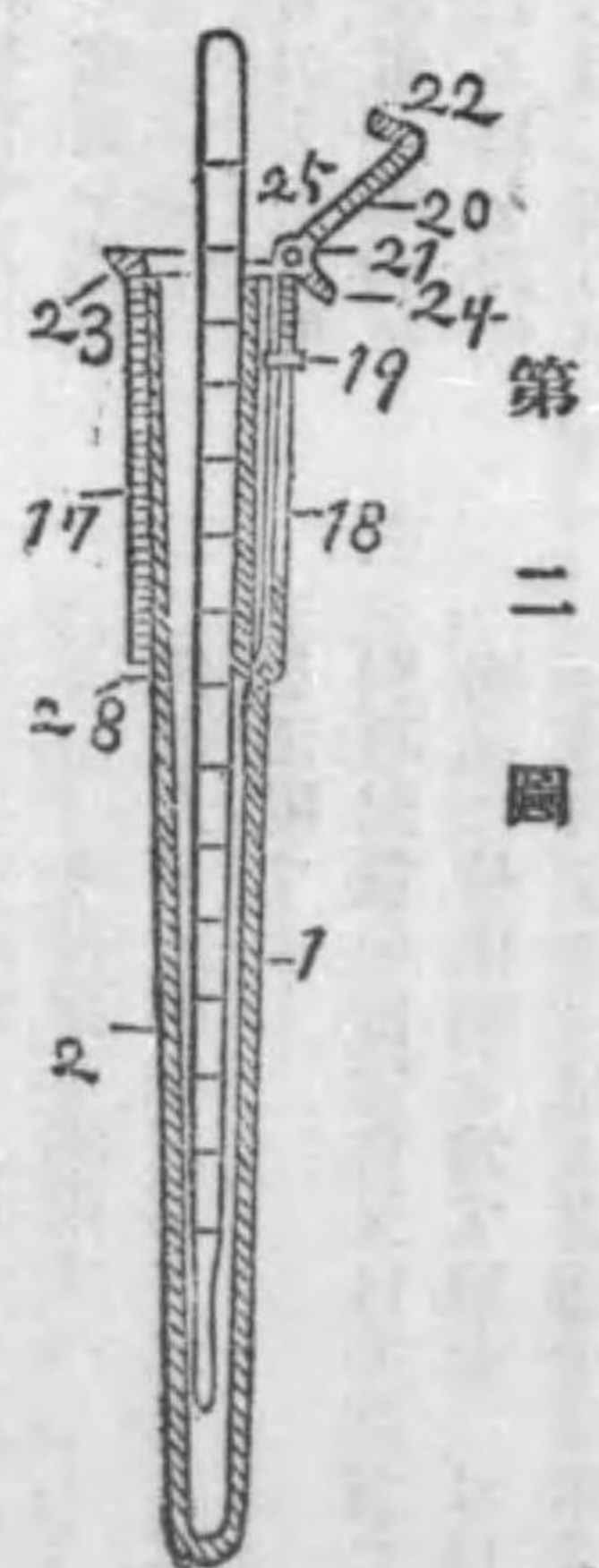
氏 名 印

第一圖

第二圖

第三圖

當せる圓錐狀の外鞘を摺動し得べく取付け外鞘の頂部には一邊に於て蓋片を蝶着し該蝶鉸の眞棒を環狀とし之に鎖を連繫せる驗温器鞘



(戊)

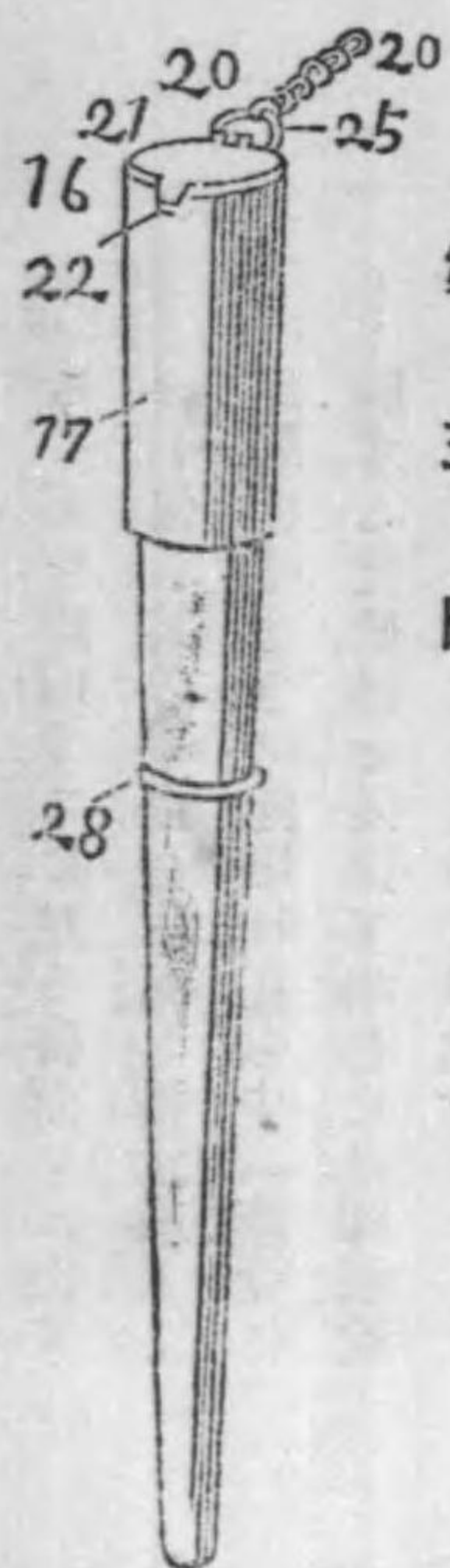
願書差出に際し注意すべき事項

一 發明者と出願人と異なる場合  
 (イ) 發明者の相續人が出願する場合  
 には戸籍謄本又は遺言證書等發明の承繼を證する書面を添附すべし

(ロ) 他人の發明を譲受けたる者より出願する場合には其の承繼人たる

41011

附 録 (特許出願心得)



附

録 (特許出願心得)

4104

ることを證明するに足る書面を差出すべし但し其の事由を附記し被承継人と連署するときは此限に在らず(譲受に關する契約書を差出す場合には印紙稅法に依り相當收入印紙を貼附すべし)

(ハ) 職務上又は契約上爲された發明に付特許を受くるの權利が職務を行はしむる者又は使用者に屬すべき場合に於ては其の特許を受くるの權利を有することを證明するに足る相當の書面を添附すべし

(ニ) 發明者と發明者にあらざるものとが共同して出願する場合には發明者が權利を共有にすることを承諾したる旨を證明する相當書面を添附すべし但し其の事由を附記し被承継人と連署したるときは此の限に在らず

特に代表者を定めたるときは其の旨を届出づべし且つ又初より代表者を定めたるときは其の氏名の上に代表者と記入するを可とす

(一) 數人共同して特許を出願する場合に出願人の權利に付持分若は不分割の定めあるとき又は特許を受くるの權利が組合員の共有に屬するときは願書に其の旨を記載し及び其の事實を證明するに足る書面を添附すべし

二 代理人が願書を差出す場合には本人の委任狀を添附すべし

三 別項記載の博覽會又は共進會に出品したる發明品に付出願を爲す場合には出品したることを證明するに足る書面を添附すべし

四 同時に數箇の願書を差出すときは特許局より願書番號の通知を爲すに當り必要あるを以て特許願(イ)、特許願(ろ)等の如く符號を附するを要とす

以上の如く願書其の他の書類を認めたるときは之を特許局に持参するか又は郵便に依りて差出すべし但し郵便に依る場合に於ては可成書留郵便となすを利益とす

五 出願中ノ心得

(甲) 特許局に於て特許願書を受理したるときは本人又は代理人に願書番號を附して通知すべきを以て出願中の事件に付き書類、雛形又は見本等を差出すときは之に其の願書番號及發明の名稱を記載すべし

(乙) 雛形又は見本

(イ) 特許局は審査上の都合に依り發明品の雛形又は見本の差出を命ずることあるべし故に雛形又は見本は必ずしも出願の際に差出すに及ばず

(ロ) 雛形又は見本は堅牢なる材料を用ひ可成曲尺一尺立方以内にて之を作るべし

(ハ) 特許局に差出したる雛形、見本等の還付を受けんとする者は其の差出の際豫め其

の旨を申出づべし

前記の申出を爲したる者は事件確定の日より六十日以内に其の受取の手續を爲すべし

(丙) 出願後其の出願に關し期間を定めたる補充又は訂正等の通知を受けたるときは之に對して其の期間内に相當書類等を差出すか若は期間延長請求を爲すにあらざれば出願無効と爲ることあるべきに依り特に注意すべし但し期間延長請求書には金五十錢に相當する收入印紙を貼附すべし

(丁) 特許局に差出したる書類、雛形又は見本に付差出人は之を訂正、補充又は改造することを得(但し要旨を變更するもの又は審査、審判中に非ざるものを除く)

(戊) 圖面調製の請求 自己が圖面を調製し能はざるときは特許局に其の調製方を請求することを得此場合には特許局は調製の難易に従ひ相當の料金を納付せしむ而して請求の際には雛

附 録 (特許出願心得)

4104





附 錄 (特許出願心得)

4108

(ロ) 改良又は擴張ニ係ル新規ノ發明ト原發明トノ關係ハ明細書中「發明ノ詳細ナル説明」ノ部ニ於テ明確ニ記載スベシ  
(ハ) 追加特許願書ニハ原發明ノ特許出願ノ際ニ用ケタル印章ヲ捺捺スベシ改訂ノ場合ニハ證明書ヲ添附スベシ以下特許願ノ改訂及分割ノ場合亦同シ

七 特許權ノ改訂

特許權者が特許發明の明細書又は圖面の不完全なることを發見したるときは其の發明の要部を變更せざる限りは特許權改訂の許可を受くることを得べし此

場合には左の書式に依り願書を作り前記の方式に従ひ改訂明細及び改訂圖面を添附し出願手数料として金五圓に相當する收入印紙を貼附して差出すべし

書 式 (用紙成可美流紙)

特許權改訂願

收入印紙五圓

一 特許番號

一 發明ノ名稱

私(私共)儀別紙改訂明細書(改訂圖面)ノ通特許權改訂ノ許可相受度此段相願候也

本籍(國籍)

住所(居所又ハ營業所)

職業

年月日

特許局長

氏

名

職

出願人(發明者) 氏 名 (法人ナルトキハ代表者)

添附書目録

一 何々 何通  
一 何々 何通

注意 特許權に付制限附屬權を要するもの實施特許を得たるもの又は實權者あるときは其の承諾書ヲ添附すべし

八 特許權ノ分割

特許權者が特許發明を分割して二以上の特許權と爲さんとするときは特許權分割の許可を受くることを得べし然れども其の分割せらるゝ各部分が最初特許を出願する當時に於て獨立して新規の發明を爲さず又分割の結果分割前の發明の要部を變更するが如き

場合に於ては分割することを得ざるものとす而して分割を出願するには左の書式に依り願書を作り之に分割したる各發明に對する明細書及必要の圖面を添附し出願手数料は分割箇數に應じ一箇毎に金五圓に相當する收入印紙を貼附して差出すべし

書 式 (用紙成可美流紙)

特許權分割願

收入印紙

一 特許番號

一 發明者ノ名稱

一 追加特許權ノ附隨スル場合ニハ其ノ追加特許權ノ特許番號及其ノ附隨スベキ分割シタル特許權ノ符號

私(私共)儀別紙明細書(及圖面)ノ通特許權分割ノ許可相受度此段相願候也

附 錄 (特許出願心得)

4109

附 録 (特許出願心得)

4110

年 月 日	特許局長 氏	本 籍 (國籍)
添附書類目録	名 殿	住 所 (居所又は營業所)
一 何々	何 通	職 業
一 何々	何 通	出願人 (發明者) 氏
一 何々	何 通	名 (印)
		(法人ナレトキハ ノ代表者氏名)

九 特許又は許可の査定ありたる場合

特許又は許可の査定ありたるときは査定の送達を受けたる日より六十日以内に特許料 (第一年乃至第三年分) 又は追加特許料を收入印紙にて納付書に貼附して差出すべし此手續を怠るときは其出願を無効と爲すことあるべし (特許権の分割許可の査定ありたる場合に其の分割に依り生じたる新特許権の當該年分の特許料に付ても亦同様なり)

一 特許年限は十五年なり然れども正當の事由あるときは更に三年以上十年以下之を延長すること

を得べし (延長の出願手續に付ては明治四十二年十月二十五日官報掲載勅令第二百九十八號特許権存続期間延長に關する件を參照すべし)

- 二 特許料は左の如し
- 一 第一年乃至第三年分 金二十圓
  - 二 登錄を受くるとき一時 金十圓
  - 三 第四年乃至第六年 毎年 金十五圓
  - 四 第七年乃至第九年 毎年 金二十圓
  - 五 第十年乃至第十二年 毎年 金二十五圓
  - 六 第十三年乃至第十五年 毎年 金二十五圓
- 特許権存続期間延長の登錄を受くる者及び

附 録 (特許出願心得)

4111

其の特許証主は特許料として每件左の金額を納付すべし

- 一 第一乃至第三年分 金百五十圓
  - 二 登錄を受くるとき一時 金七十圓
  - 三 第四年乃至第六年 毎年 金百圓
  - 四 第七年乃至第十年 毎年 金百圓
- 追加特許権の登錄を受くる者は追加特許権として登錄を受くるとき每件一時金十五圓を納付すべし
- 特許権存続期間延長の場合に於て追加特許権あるときは登錄を受くる際に一時に納付すべき特許料に每件金三十圓を加ふ

十 拒絶査定ありたる場合

審査の拒絶せられたる時は再審査の請求を爲し得べく其の請求に付尙拒絶せられたるときは抗告審判を請求することを得るなり又其の最初の拒絶査定の送達を受けたる日より三十日以内に實用新案として出願するときは初め特許出願の日に於て實用新案を出願したるものと看做さるゝに付注意すべし

十一 博覽會及び共進會の出品保護

政府、道、府縣若は政府の認可を得たるもの、開設する博覽會共進會等に出品するものにして他日其の物品に付て特許を出願せんとするときは開會前三箇月以内に其の旨を特許局長に届出で置き其の開會の日より六箇月以内に特許證書に博覽會又は共進會に出品したることの證明書を添附して差出すときは其の開會の日に於て特許を出願したるものと看做され其の中間に於て公知其の他の事實ありとするも特許を受くる妨げとならざるなり





附 錄 (實用新案登録出願心得)

一 登録實用新案毎の分一部に付

定價金 二錢

尙右定價の外相當郵税を要す

以上の特許公報は特許發明の要領を記載したるものにして特許發明細書は特許發明の明細書及び圖面を掲載せるものとす商標公報は登録商標及び實用新案に關する必要事項を登録したるものとす

第四十章 實用新案登録

出願心得

實用新案

- 一 實用新案ト發明竝ニ意匠トノ區別
- 二 登録ヲ受クルコトヲ得ル考案
- 三 登録ヲ受クルコトヲ得ザル考案
- 四 登録ヲ受クルコトヲ得ル人
- 五 出願手續

- 甲 願書
- 乙 圖面
- 丙 圖面ノ文例
- 丁 願書差出ニ際シ注意スヘキ事項

六 出願中ノ心得

ム二四

- 甲 願書番號
- 乙 難形又は見本
- 丙 補充訂正(特許局ノ通知ニ依リテ爲スモノ)
- 丁 補充訂正(特許局ノ通知ニ依ラズシテ爲スモノ)
- 戊 圖面調製ノ請求
- 己 出願人ノ名義變更
- 庚 氏名、住所、印章等ノ變更
- 七 登録査定アリタル場合
- 八 拒絶査定アリタル場合
- 九 博覽會、共進會ノ出品保護

附 參考事項

一 實用新案と發明竝に意匠との區別

實用新案とは「物品に關し其の形状、構造又は組合はせに係り爲したる實用ある新規の工業的考案」を謂ふなり、彼の發明なるものは從來主に存せざる新規の物品又は方法の案出あることを必要とするも實用新案に在りては從來存在したる物品と雖ども其の形状、構造又は組合はせに付き新規の實用ある考案

は其の物品に實用ある利便を與ふるものとす

二 登録を受くることを得る考案

登録を受くることを得る考案は物品に關し其の形状、構造又は組合はせに係り實用ある新規の工業的考案に限る而して考案の新規とは左の各號に該當せざるものを云ふ

- 一 登録出願前同一又は類似の物品に關し帝國內に於て公然知られ若は公然用ゐられたるもの又は之に類似するもの
- 二 登録出願前同一又は類似の物品に關し容易に應用することを得べき程度に於て帝國內に頒布せられたる刊行物に記載せられたるもの又は類似するもの
- 三 登録を受くることを得ざる考案
  - 一 菊花御紋章ト同一若ハ類似ノ形状を有するもの
  - 二 秩序若は風俗を紊り又は衛生を害するの虞あるもの
- 四 登録を受くることを得る人

ム二五

を爲すときは實用新案法に依りて保護を受くることを得るなり例へば(1)鉛筆の體を三角又は扁平の形と爲して其の輾轉し易きを避け(2)巻煙草入を彎曲せしめて衣囊に入るゝに便ならしむるが如きは形状に付新工夫を爲したるものなり或は(3)剪刀の目釘を離して小刀に代用すべからしめ(4)之をして螺旋廻しと巻煙草載りとの用を兼ねしめ又(5)蝙蝠傘の骨と柄とを折疊伸縮して旅行の携帶に便ならしむるが如きは構造又は組合はせに關する新工夫と謂ふべきなり

又彼の意匠との區別を見るに意匠は美術的考案にして實用新案は實用的考案なり意匠は觀る人の趣味に訴へ美觀を具へしむるにあるも實用新案は専ら實用を主眼とす例へば佩劍、杖又は蝙蝠傘の柄を龍首、狗頭の形に造るが如きは意匠に屬し欄柄の形を把持に快くし懸垂に便ならしめ以て器物をして各々其の用途に應せしむる工夫は實用新案に屬するものなり要するに發明は創造的工夫あるを要し意匠は既に存在せる物品に新なる美術的外觀を呈せしめ實用新案

附 錄 (實用新案登録出願心得)

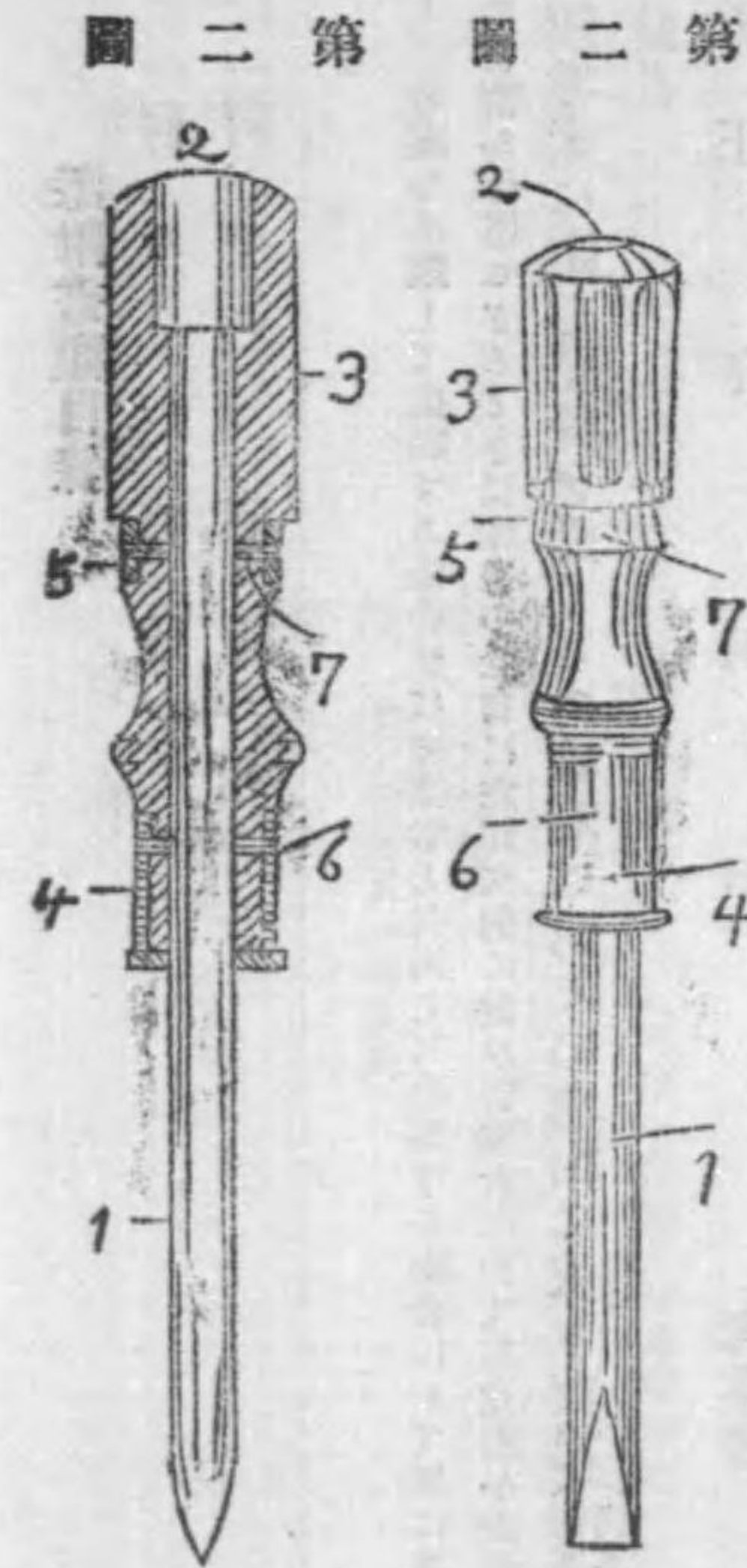


附 錄 (實用新案登録出願心得)

實用新案の名稱

螺旋廻し

- 二 圖面は繪具又は墨を以て着色することを得ず
- 三 圖面は幾圖にても差支なければども數圖となりたるときは一箇毎に第何圖と記し同一部分にして數圖に渉るものあるときは同一の符號を用ひ番號及び符號は濃墨にて肉太に明記すべし
- 四 圖面の各葉には出願人署名捺印して以上の如く調製したる圖面は其右方の一端のみを願書と共に紙燃にて綴合はすべし



- (丙) 圖面の作り方一例  
登録請求の範圍  
圖面に示せる螺旋廻しに於て幹の頭部を柄の上端に露出せしめたる構造(但し全部の構造に付き登録を請求せんとする場合には單に「圖面に示せる螺旋廻し全體の構造」と認むべし)
- 圖面の説明  
圖面に示す物品は本實用新案螺旋廻しにして第一圖は其の全體正圖面、第二圖は其の縱斷側面圖なり(1)は幹、(2)は身の擴大せる頭部、(3)は柄、(4)は締金、(5)は輪金、(6)及び(7)は止釘なり

附 錄 (實用新案登録出願心得)

(丁) 願書差出に際し注意すべき事項

- 一 特許(戊)の二に同じ
- 二 同 同の二に同じ
- 三 同 同三に同じ
- 四 同 同四に同じ
- 五 發明特許又は意匠登録の出願を爲し拒絶せられたるときは其の最初の査定の送達を受けたる日より三十日以内に其の發明又は意匠に係る實用新案に付き登録を出願したるときは初め特許又は意匠を出願したる日に於て出願したるものと看做さるゝなり而して此場合に於ては最初の査定の謄本を願書に添附すべし

- (乙) 同 乙に同じ
- (丙) 同 丙に同じ
- (丁) 同 丁に同じ
- (戊) 同 戊に同じ
- (己) 同 己に同じ
- (庚) 出願中相續開始したるとき又は権利を譲受けたるるとき其他出願人の名義變更を要するときは相當の證明書を添附し金一圓に相當する收入印紙を貼付し名義變更の届出を爲すべし  
他人が實用新案登録を出願したるものに付其の登録を受ける権利を承継し名義變更の届出を爲す場合に於て届出人の権利に付持分若は不分割の定めあるとき又は登録を受けるの権利が組合員の共有に屬するときは届書に其の旨を記載し其の事實を證するに足る書面を添附すべし

以上の方式に依り願書其の他の書類を認めたる時は之を特許局に持参するか又は郵便に依りて差出すべし但し郵便に依るときは可成書留郵便となすを利益とす

六 出願中の心得

(甲) 特許の「五」甲に同じ

(辛) 實用新案登録願は其の出願に對し最初の査定を受けざる場合に限り其の出願を意匠登録願に變更することを得べし而して此意匠登録願は最初出願の日に於て出願したるものと看做さるる

なり此出願變更の請求書には金五十銭に相當する収入印紙を貼付することを要す

七 登録査定ありたる場合

一 登録の査定ありたるときは其の査定の送達を受けたる日より六十日以内に登録料を納むべし此手續を爲さざるときは其の出願を無効と爲すことあるべし

其の登録料は次の如し

(イ) 最初登録を受くる際每件金十五圓

(ロ) 實用新案権存續期間の延長を請求する場合に每件金三十圓

二 實用新案権の存續期間は三箇年間にして右期間は更に三箇年間之を延長することを得るなり此場合に於ては存續期間満了の日より一箇月前に存續期間延長請求書に登録料金三十圓に相當する収入印紙を貼付し之に登録料を添へて差出すべし(若し一箇月以内となりたるときと雖ども尙存續期間満了以前なるときは別に手数料金一圓を納付して請求することを得べし)

八 拒絶査定ありたる場合

審査の上拒絶せられたる場合には再審査を請求することを得べく又其の最初の拒絶査定送達を受けたる日より三十日以内に其の實用新案に係る意匠に付意匠登録を出願したるときは實用新案の登録を出願したる日に於て意匠を出願したるものと看做さるゝ利益あるを以て特に注意すべし

九 博覽會及共進會の出品保護

政府、道、府縣若は政府の認可を得たるもの、開設する博覽會共進會に出品するものにして他日其の物品に付實用新案の登録を出願せんとするときは開會前三箇月以内に其の旨を特許局長に届け置き其の開會の日より六箇月以内に實用新案登録願に博覽會又は共進會に出品したることの證明書を添附し差出すときは其の開會の日に於て實用新案を出願したるものと看做され其の中間に於て公知其の他の事實ありとするも實用新案を出願するに妨げとならざるなり

第四十一章 意匠登録出願心得

目 次

一 意匠と實用新案との區別

二 登録ヲ受クルコトヲ得ル意匠

三 登録ヲ受クルコトヲ得ザル意匠

四 登録ヲ受クルコトヲ得ル人

五 出願手續

甲 願書

乙 圖面

丙 願書提出ニ際シ注意スベキ事項

六 物品ノ種別

七 出願中ノ心得

甲 願書費

乙 雛形又ハ見本

丙 補充訂正(特許局ノ通知ニ依リテ爲スモノ)

丁 補充訂正(特許局ノ通知ニ依ラズシテ爲スモノ)

戊 圖面調製ノ請求

己 氏名、住所、印章等ノ變更

庚 出願人ノ名義變更

辛 出願ノ變更

壬 出願ノ分割

八 類似意匠

九 秘密意匠

附 錄

(意匠登録出願心得)

十 登録査定アリタル場合

十一 拒絶査定アリタル場合

十二 博覽會、共進會ノ出品保護

附 参考事項

一 意匠と實用新案との區別

意匠とは或る物品に美しき外觀を呈せしめ趣味を興ふるの考案なり之に反して實用新案は美術的の觀念を離れて専ら實用の點に重きを置きたる考案なり一は美術的の點に於て他は實用的の點に於て互に相異れり而して意匠法に所謂意匠とは物品に應用すべき形狀、模様、色彩又は其結合に係る新規なる工業的意匠を指すものとす

二 意匠を受くることを得る意匠

登録を受くることを得る意匠は物品に應用すべき形狀、模様、色彩又は其結合に係る新規なる工業的意匠に限る而して所謂新規とは左の各號に該當せざるものを謂ふ

一 登録出願前帝國内に於て公然知ラレ若ハ公然





附 錄 (意匠登録出願心得)

(乙) 圖面は左の標準に依り之を作るべし

一 圖面は強靱なる白紙若は覆寫布を用ゐる右半面を餘白とし左半面にのみ認め、堅曲尺八寸横、四寸八分の面内に鮮明に認め之に記名捺印すべし

二 圖面は場合に依りては寫眞を以て代用するも差支なし此場合には臺紙を附せず前記圖面作製の標準に倣ひて紙面に貼附したるもの三箇を差出すべし

三 若し雛形又は見本が貼附し得べきものならば堅曲尺九寸七分以内、の紙面内に其雛形又は見本を貼附し記名捺印したるもの三箇を差出すときは圖面を差出すに及ばず  
以上の如く調製したる圖面(又は雛形、見本、寫眞)は願書と共に右方の一端のみを紙然にて綴合すべし

(丙) 願書差出に際し注意すべき事項

一 特許の成 一に同じ但發明者を案出者發明を案出と改む

二 同 二に同じ

四二四

三に同じ

三 同

四に同じ

四 同  
五 實用新案の登録を出願し拒絶せられたる者の其最初の査定を送達を取けたる日より三十日以内に其實用新案に係る意匠に付登録を出願する場合に於ては實用新案登録願に對する拒絶査定の際本を添附すべし  
以上の如く願書其他の書類を認めたるときは之を特許局に持參するか又は郵便に依りて差出すべし但し郵便に依る場合に於ては可成書留郵便となすを利益とす

六 物品の類別

- 第一類 被服、被服地  
衣服、袴、帶、襪、肩掛、領卷等
- 第二類 頭飾、服飾、裝身具  
帽、簪、根掛、胸飾、腕環、指環、指環、釦紐、釦針、釦章等
- 第三類 時計及其の附屬品  
秩時計、腕時計、掛時計、鎖、下ケ物等
- 第四類 傘、杖、鞭

第五類 携帶品

紙入、貨幣入、名刺入、煙草入、煙管、煙管筒、手提箱等

第六類 家具、飲食器、室内裝飾品、商品の容器包装類

棚、箆筒、机、椅子、卓子、腰臺、額、屏風、衝立、暖爐、火鉢、花瓶、膳、碗、皿、鉢、杯、菓子器、茶器、珈琲具、燗、燗釜

第七類 敷物

敷通、油圓、花筵等

第八類 文房具

硯、筆筒、筆架、硯屏、文鎮、墨臺、水滴、印材、肉池、文臺、硯箱、筆、墨、インキ、毫、ペン、轉等

第九類 燈器

燭臺、手燭、燈籠、浮燈、瓦斯燈、電燈、提燈、燈臺、火屋等

第十類 建築物の附屬品

障子、襖、屏、欄干、引手、釘隠、櫛等

第十一類 他類に屬せざる織物、編物、組物及其の製品

袱紗、手巾、卓被、レース、羽織紐、帶締紐、時計紐、飾紐等

第十二類 冠物

帽子、頭巾、笠等

第十三類 履物及其の附屬品

附 錄 (意匠登録出願心得)

下駄、草履、靴、鼻緒、爪掛等

第十四類 扇、團扇

第十五類 樂器、玩具、遊戲具

第十六類 菓子及其の他の食用品

第十七類 紙、皮革及他類に屬せざる其の製品

紋紙、紋草、襪草紙、襪紙、壁紙、表紙、色紙、短冊、書簡箋、書簡筒等

第十八類 他類に屬せざる陶器、磁器、土器、玻璃器、七寶製品、煉瓦、瓦

第十九類 他類に屬せざる漆器、假漆器、油漆塗器の類

第二十類 他類に屬せざる金屬又は石材の製品

第二十一類 他類に屬せざる木、竹、甲、角、牙、介類の製品

第二十二類 他類に屬せざる物品

七 出願中の心得

(甲) 特許の「五」甲ニ同シ

(乙) 同乙に同じ

(丙) 同丙に同じ

(丁) 同丁に同じ

附 錄 (意匠登録出願心得)

四二六

(戊) 同戊に同じ  
 (己) 同己に同じ  
 (庚) 出願中相續開始したるとき又は権利を譲受けたるとき其他出願人の名義變更を要するときは相當の證明書を添附し金五十錢に相當する収入印紙(類似意匠の場合には金二十五錢)を貼附し名義變更の届出を爲すべし  
 他人が意匠を出願したるものに付其登録を受くる権利を承継し名義變更の届出を爲す場合に於て届出人の権利に付持分若くは不分割の定めあるとき又は登録を受くるの権利が組合員の共有に屬するときは届書に其旨を記載し其事實を證するに足る書面を添附すべし

(辛) 意匠登録は其出願に對し最初の査定を受けざる場合に限り其出願を實用新案登録願に變更することを得べし而して此實用新案登録願は最初出願の日に於て爲したるものと看做さるゝなり  
 (壬) 出願せる意匠を應用すべき物品が二以上の類別に亘るに依り願書を訂正せんとするときは他類に屬する物品に付前願書と同一の願書を差出し同時に前出願を訂正すべし  
 八 類似意匠  
 同一物品に應用すべき意匠にして自己の意匠にのみ類似するものは類似意匠として登録を出願することを得るなり而して其願書書式は左の如し

書 式 (用紙可成美濃紙)

收入印 紙手錢	類似意匠登録願
一意匠ノ名稱	
一登録請求ノ範圍	
一意匠ヲ應用スヘキ物品	

附 錄 (意匠登録出願心得)

四二七

注意

(イ) 類似意匠を出願するには原意匠登録願書に押捺したる印章を用ひべし若し改印したる場合には證明書を添附すべし  
 (ロ) 此類似意匠の意匠権は最先に發生したる意匠権と合體するものなり  
 (ハ) 類似意匠は登録出願、意匠を秘密にせむとする請求、出願人の名義變更届出、登録費再下付の請求、登録費免除の請求の場合には意匠に関する普通料金の半額とす

一案出者ノ氏名、住所(居所又ハ營業所)及職業(本項ハ出願人が案出者ナルトキハ記載スルコトヲ要セズ)  
 一同一ノ物品ニ應用スヘキ互ニ相類似スル意匠ノ登録番號(願書番號又ハ符號)  
 私(私共)儀前記意匠ニ付登録相受度此段相願候也

年 月 日	住 所(居所又ハ營業所)	本 籍(國籍)	職 業	名 印(法人ナルトキハ ノ代表者氏名印)
特許局長 氏 名 殿				
添附書類目録				
一何々	何 通			
一何々	何 通			
一何々	何 通			

附 錄 (意匠登録出願心得)

四二八

九 秘密意匠

意匠登録の出願を爲すものは出願中及び登録後三年以内其意匠を秘密にせむことを請求することを得るなり此場合には請求一件毎に金一圓の手数料(類似意匠は金五十錢)を納め圖面其他意匠を表示する物件を密封し「秘密意匠」と朱書し之を願書に添附して差出すべし然るときは特別の取扱を受くべきなり

十 登録査定ありたる場合

登録査定ありたるときは其査定の送達を受けたる日より六十日以内に第一年乃至第三年分の意匠料又は類似意匠の意匠料を納付すべし然らざれば其出願を無効と爲すことあるべし而して登録を受けたるときは十年間其意匠を専用することを得るなり  
意匠料は次の如し  
一 第一年乃至第三年分 登録を受くるとき一時 金 三 圓  
二 第四年乃至第十年 毎 年 金 二 圓

類似意匠に付ては其内の一は右に掲げたる意匠料を其他は各意匠に付毎年一時金一圓を納付すべし

十一 拒絶査定ありたる場合

審査の上拒絶せられたる場合には再審査を請求することを得べく又其最初の査定送達を受けたる日より三十日以内に其意匠に係る實用新案に付登録を出願したるときは初め意匠登録を出願したる日に於て出願したるものと看做さるゝ利益あるを以て此點に付特に注意すべし

十二 博覽會及共進會の出品保護

政府、道、府縣若くは政府の認可を得たるもの、開設する博覽會、共進會等に出品する者にして他日其物品に付て意匠を出願せんとするときは開會前三箇月以内に其旨を特許局長に届出で置き其開會の日より六箇月以内に意匠登録願書に博覽會又は共進會に出品したることの證明書を添附して差出すときは其開會の日に於て出願したるものと看做され其中間に於て公知其他の事實ありとするも登録を受くる妨げとならざるなり

附 錄 (意匠登録出願心得)

四二九

書 式 (用紙可成美濃紙)

収入  
印紙

意匠品(意匠圖案)出品届

一意匠ノ名稱

一案出者ノ氏名及住所(居所又ハ營業所) (本項ハ届出人カ案出者ナルトキハ記載スルコトヲ要セス)

私(私共)儀別紙説明書及圖面に記載する意匠品(意匠圖案)ヲ何年何月何日ヨリ何所ニ於テ政府(河道、何府、何縣)ノ開設スル博覽會(共進會)(萬國博覽會)ニ出品可致候ニ付此段及御届候也

本籍(國籍)

住所(居所又ハ營業所)

職業

年 月 日

特許局長 氏

名 殿

氏

名 印

(法人ナルトキハ  
ノ代表者氏名印)

添附書類目録

一 何々 何通

一 何々 何通

第四十二章 商標登録出願心得

目次

- 一 商標ノ意義
- 二 登録ヲ受クルコトヲ得ル商標
- 三 登録ヲ受クルコトヲ得ザル商標
- 四 登録ヲ受クルコトヲ得ル人
- 五 出願手續
  - 甲 願書
  - 乙 見本
  - 丙 願書差出ニ際シ注意スヘキ事項
- 六 商品ノ類別
- 七 出願中ノ心得
  - 甲 願書番號
  - 乙 補充訂正(特許局ノ通知ニ依リテ爲スモノ)
  - 丙 補充訂正(特許局ノ通知ニ依ラズシテ爲スモノ)
  - 丁 氏名、住所、印章等變更ノ届出
  - 戊 出願人ノ名義變更
  - 己 出願ノ分割
- 八 標章登録
- 九 聯合商標

- 十 登録査定アリタル場合
  - 十一 拒絶査定アリタル場合
- 附 参考事項

一 商標の意義

商標とは商工業者が或る物品が自己の生産、製造、加工、撰擇、證明、取扱又は販賣の營業に係る商品なことを表彰せんが爲め用ゆる所の文字、圖形、記號又は其結合を謂ふなり斯くの如く商標なるものは商品を表彰するものにして敢て文字のみならず圖形、記號を以てするも差支なきなり彼の明瞭顯著なる標章を商品に使用し之に依りて世人をして直ちに其商品を他の同種の商品と識別し其商品の品質、價値を認識するに至らしむるは商工業者に取りて最も必要の事なりとす、されば苟も自家の信用を重んじ又商品の價値を損せざらんと欲する者は一日も速に商標の登録を受くべきなり世人往々商號の登記を爲すときは商標を登録したるもの同一なりと考ふるは大なる誤と云ふべし

二 登録を受くることを得る商標

苟も文字、圖形、記號又は其結合にして特別顯著なるものに付他人に先立ちて出願したるときは商標として登録を受くることを得又商標は之に施すべき色を限定して登録を受くることを得べし

三 登録を受くることを得ざる商標

- 一 菊花御紋章と同一又は類似の圖形を有する者
- 二 國旗、軍旗、勳章、褒章、記章若くは外國の國旗と同一又は類似のもの
- 三 秩序若くは風俗を紊り又は世人を欺瞞するの虞あるもの
- 四 同一商品に慣用する標章と同一又は類似の者
- 五 世人の周知する他人の標章と同一又は類似にして同一の商品に使用するもの
- 六 白地に赤十字の記章又は赤十字若くは「ジエチ」十字の稱號若くは文字と同一又は類似の者
- 七 政府、道、府縣若くは政府の認可を得たるもの開設する博覽會、共進會又は外國に於ける官設の博覽會若くは官許の萬國博覽會の賞牌、賞

狀若くは褒狀と同一又は類似の圖形を有するもの但し其賞牌、賞狀又は褒狀を受領したる者が其商標の一部として之を使用せんとするときは此限に在らず

八 他人の肖像、氏名、商號又は法人若くは組合の名稱を有するもの但し其承諾を得たるものは此限に在らず

九 登録失効後一年を経過せざる他人の商標と同一又は類似のもの但し其登録失効前一年以上使用せざりし商標と同一又は類似のものは此限に在らず

四 登録を受くることを得る人

自己の生産、製造、加工、撰擇、證明、取扱又は販賣の營業に係る商品なることを表さんが爲に商標を用ゐんとするものは何人にてても登録を受くることを得

五 登録手續

商標登録を出願するには一商標に付後に記載せる類別に従ひ一類別毎に通の願書を作り之に商標見本(五通)を添附して差出すべし

附 錄 (商標登録出願心得)

四三三三

商標に施すべき色を限定して登録を受けむとするものは願書に其の色を指定し着色したる見本を添附し此の場合には「色の限定」の下に其着色すべき部分及び其色を詳細に説明すべし

(甲) 願書は左の書式に依りて認め其商標を用ゆる商品を定めて之を願書の「商標を附すべき商品」の下に記入し出願手数料として金三圓に相當する収入印紙を貼附すべし

書式 (用紙可成美濃紙)

収入印紙 三圓	商標登録願
見本	商標ヲ附スヘキ商品
色ノ限定	色ヲ限定シテ登録ヲ受ケントスルトキハ其着色スヘキ部分及ビ其色ヲ詳細ニ説明スヘシ例ヘバ地ハ黄色トシ文字ハ赤色トシ圖形ハ綠色トナント云フガ如シ
私(私共)儀前掲商標に付登録相受度此段相願候也	本籍(國籍)
年月日	住所(居所又ハ營業所)
特許局長 氏	職業
添附書類目録	出願人 氏 名 印
一何々	何通
一何々	何通
一何々	何通
	印(法人ナルトキハノ代表者氏名印)

附 錄 (商標登録出願心得)

四三三三

(乙) 見本は強靱なる紙料を用ひて之を作り五通差出すことを要す而して此内一通は願書に添附し他の四通は可成其各一端を剃ぎ取り易きやう美濃紙に貼附して願書と共に其右方の一端のみを紙燃にて綴ぢ合はすべし

五 願書に商標を附すべき商品を單に第何類若くは第何類の商品一切と記載するは漠然たるに依り必らず商品を記載すべし

(丙) 願書差出に際し注意すべき事項  
一 共同して使用する商標の登録を受けんとするときは願書に營業を共にする事實を證明するに足る書面を添附すべし

六 明治三十二年七月一日前より同一商品に付同一若くは類似の商標を使用したるもの其商標に付願する場合にありては善意に其商標を使用したる事實を證明するに足る書面を添附すべし

二 數人共同して出願を爲す場合には各人相互に代表するものと認めらるゝに依り特に代表者を定めたるときは其旨を届出づべし若し又初より代表者を定めたるときは其代表者の氏名の上に代表者と記入するを可とす

七 博覽會、共進會の賞牌、賞狀若くは褒狀を商標の一部として使用せんとするときは自己が其受領者たることを證明すべし

三 代理人が願書を差出すときは本人の委任狀を添附すべし

八 他人の肖像、氏名、商號又は法人若くは組合の名稱を使用するときは其承諾書を添附すべし

四 同時に數箇の願書を差出すときは願書番號の通知を爲すに當り必要あるを以て之に(い)(ろ)(は)等の如き符號を附するを便とす

九 既に効力を失ひて未だ一年を経過せざる他人の商標と同一又は類似のものに付登録を出願する場合には他人の商標は効力を失ふ前一年以上使用せられざりし事實を證明すべし

(は)等の如き符號を附するを便とす

十 博覽會又は共進會に出品したる商標に付商標登録を出願する場合には出品したることを證明するに足る書面を添附すべし

附 錄 (商標登録出願心得)

以上の方式に依り願書其他の書類を認めたるときは之を特許局に持参するか又は郵便に依りて差出すべし但し郵便に依るときは可成書留郵便となすを利益とす

六 商品の類別

商標を附すべき商品が左記類別の何れに属するや不明なるときは單に商品のみを記載するも可なり

第一類 化學品、藥劑及醫療補助品

酸類、鹽類、亞爾加里、漂白粉、樹脂、膠、酒精、佩里酸林、規那鹽、莫兒比涅、丁幾劑、舍利別、煎劑、水劑、浸劑、丸藥、膏藥、散藥、錠藥、煉藥、生藥、藥油、香精、石灰、硫黃、礦水、麝香、打粉、食鹽、艾、防腐劑、防臭劑、驅蟲劑、綿帶、綿紗、綿織絲、脫脂綿、海綿、「ナフワート」等

第二類 染料、顔料、煤染料及塗料

藍玉、藍靛、紫根、紅、朱、丹、綠青、燒青、洋靛、鉛白、胡粉、金銀粉、藤黃、染齒料、明礬、明礬、漆、假漆、油漆、漆、硫磺、牛油、防鏽料、防水料等

第三類 香料、燻料及他類に屬せざる化粧品

香水、香油、白粉、髮膏、香袋、線香、炷香、化粧下等

第四類 石鹼

第五類 他類に屬せざる洗料、磨料

四三四

洗粉、齒粉、洗液、磨液等

第六類 他類に屬せざる金屬及其の半加工品

鉄鐵、鐵鋼、鋼鐵、條鐵、鐵條、鐵條、鐵板、鐵線、銅、銅板、銅線、鉛、鉛板、亞鉛、亞鉛板、錫、「アルミニウム」、「ニッケル」、水銀合金等

第七類 他類に屬せざる金屬製品

鑄物、打物、彫鑿品、編物等

第八類 利器及尖刃器

鎌、鋤、鋤、鑿、斧、鉞、小刀、剃刀、庖丁、鉋、鉋針、釘、鋸等

第九類 貴金屬、其の模造物「アルミニウム」金、「ニッケル」銀、「ブリタニヤ、メタル」及他類に屬せざる其の製品並彫鑿品

金、銀、四分一、紫銅其の他貴金屬ノ合金、鍍品、モール等

第十類 寶石類、其の模造物及他類に屬せざる其の製品並彫鑿品

金剛石、珊瑚、真珠、瑪瑙、水晶、黃玉、碧玉等

第十一類 礦物類

金剛石、珊瑚、真珠、瑪瑙、水晶、黃玉、碧玉等

第十二類 石材、其の模造物及他類に屬せざる其の製品

漆喰及土砂類

第十三類 漆喰及土砂類

漆喰、「セメント」、石膏、土、石灰、火山灰等

第十四類 他類に屬せざる陶器、磁器、七寶製品、土器、瓦、煉瓦類

第十五類 玻璃及他類に屬せざる其の製品並珪瑯質品

玻璃板、玻璃管、玻璃球等

第十六類 護謨及他類に屬せざる其の製品

第十七類 他類に屬せざる機械、器具及其の各部

汽機、汽機、發電機、電動機、變壓器、織機、紡績機、裁縫機、印刷機、揚水機、消火器、潜水器、調帶等

第十八類 理化學、醫術、測定、寫真、教育用の器械

器具、蓄音機、眼鏡、算數器類及其の各部

電信機、電話機、電氣開閉器、電池、試驗管、外科用器械、度量衡器、感光膜、製圖器、體操用具、望遠鏡、顯微鏡、被覆電線、電氣絶緣用硝子、電氣器械器具用炭素等

第十九類 農工器具

犁、鋤、鐵、稻拔、唐箕、耙、釘、拔、鐵、繩、鑿、鋸、シ「スコップ」

第二十類 運搬用機械、器具及其の各部

荷車、馬車、人力車、自働車、自轉車、小兒用車、船舶、鐵道用車輛、車輪、「メイヤ」等

第二十一類 時計、其の附屬品其の各部

附 錄 (商標登録出願心得)

第二十二類 樂器

第二十三類 銃砲、彈丸及爆發物類

大砲、小銃、獵銃、短銃、火藥、綿火藥、「ダイナマイト」、「雷管」、煙火、水雷等

第二十四類 蠶種、野蠶種及繭

第二十五類 眞綿、木棉綿、麻、苧、羽毛の類及其の粗製品

生絲、絹絲、野蠶絲、天蠶絲、琴絲、金絲、銀絲、

第二十六類

生絲、絹絲、野蠶絲、天蠶絲、琴絲、金絲、銀絲、

第二十七類 綿絲

綿絲

第二十八類 毛絲

毛絲

第二十九類 麻絲及第二十六類乃至第二十八類に屬せざる絲類

麻絲及第二十六類乃至第二十八類に屬せざる絲類

第三十類 絹織物

絹織物

第三十一類 木綿織物

木綿織物

第三十二類 毛織物

毛織物

第三十三類 麻織物

麻織物

第三十四類 第三十類乃至第三十三類に屬せざる織物

第三十類乃至第三十三類に屬せざる織物

第三十五類 他類に屬せざる絲類の編物、組物、捻

他類に屬せざる絲類の編物、組物、捻

附 錄 (商標登録出願心得)

- 第三十六類 物、「レース」、「リボン」類、他類に属せざる刺繍品及各種の紐類
- 第三十七類 被服、手巾、鉛鈕及裝身用「ピン」類
- 第三十八類 衣服、冠、帽子、「カラ」、「カフス」、「頭飾、襷、襦袢、褌、ズボン」類
- 第三十九類 手袋、足袋、「ハンカチーフ」、手拭、「タオル」、靴、風呂敷等
- 第四十類 寝具及他類に属せざる室内装置品
- 第四十一類 庭臺、蒲團、枕、蚊帳、座蒲團、屏風、額、卓、窓掛、敷物等
- 第四十二類 第三十八類 清酒
- 第四十三類 第三十九類 他類に属せざる各種の酒類
- 第四十四類 葡萄酒、麥酒、「ブランデー」、「ベルモット」、「ウヰスキー」、味淋、白酒、燒酎、濁酒、龜ノ瀧、直シ等
- 第四十五類 第四十類 氷及清涼飲料
- 第四十六類 曹達水、蜜柑水、「フラムネ」、「サイダー」等
- 第四十七類 第四十一類 醬油、「ソース」及酢類
- 第四十八類 第四十二類 砂糖、蜜類
- 第四十九類 白砂糖、黒砂糖、「ザラメ」、氷砂糖、精蜜、蜂蜜等
- 第五十類 第四十三類 菓子及麵類
- 第五十一類 干菓子、菓子、掛ケ物、餡、砂糖漬等
- 第五十二類 第四十四類 茶、珈琲、「チヨコレート」、珈琲入角砂糖の類
- 第五十三類 第四十五類 他類に属せざる食料品及加味品

ム三六

- 肉類、鰹魚類、卵、鯉節、海苔、昆布、荒布、佃煮、凍干、味噌、醬物、漬物、胡椒
- 第四十六類 獸乳、其の製品及其の模造品
- 第四十七類 凝乳、乳油、乳餅、乳粉等
- 第四十八類 穀菜類、種子、果物、穀粉、澱粉、及其の製品
- 第四十九類 米、麥、粟、黍、稗、豆、粟、乾豆、球根、麵種、「モヤシ」、「ベーコン」、「パヴダー」、「イースト」、「パウダー」、麥粉、葛粉、麵類、湯菜、蒟蒻、凍豆腐、凍蒟蒻等
- 第五十類 第四十八類 煙草類
- 第五十一類 第四十九類 煙具及袋
- 第五十二類 煙管、煙袋、煙筒、薄荷、「パイプ」、懐中物等
- 第五十三類 第五十類 紙、他類に属せざる其の製品、各種の元結及水引
- 第五十四類 日本紙、西洋紙、板紙、擬草紙、壁紙、油紙、透紙、書簡筒、張文匣、一開張、帳簿等
- 第五十五類 第五十一類 文房具
- 第五十六類 筆、墨、印肉、印材、「インキ」、印刷用、「インキ」、石筆、鉛筆、「ペン」、「ペン」類、「インキ」類、文鎮、筆筒、筆架、石盤、紙類、鉛筆削等
- 第五十七類 第五十二類 皮革及他類に属せざる其の製品並各種の鞆類

附 錄 (商標登録出願心得)

ム三七

- 第五十三類 毛皮、皮革、馬具、文匣、革帶、唐弓弦等
- 第五十四類 燃料類
- 第五十五類 石炭、「コールクス」、薪、炭、附木、燐灰等
- 第五十六類 摺附木
- 第五十七類 油、蠟燭
- 第五十八類 石油、種油、魚油、蠟、蠟燭、脂肪等
- 第五十九類 肥料
- 第六十類 干飼、飼料、油粕、肉粉、骨粉、血粉、糠、燐酸肥料、調合肥料、硫酸安母尼亞等
- 第六十一類 第五十七類 木竹材、木皮、竹皮及經木類
- 第六十二類 第五十八類 他類に属せざる木、竹、籐、木皮、竹皮類の製品及其の模造品、蒔繪品の類
- 第六十三類 指物、挽物、曲物、組物、桶、經木、木田等
- 第六十四類 第五十九類 甲、角、牙、介、他類に属せざる其の製品及其の模造品並「セルロイド」及他類に属せざる其の製品
- 第六十五類 第六十類 藁、草及他類に属せざる其の製品
- 第六十六類 參釋、疊表、蓆、蓆、繩、參釋、真田等
- 第六十七類 第六十一類 傘、杖、履物及其の附屬品
- 第六十八類 傘、蓆、傘、杖、下駄、草履、雪駄、鼻緒、爪掛等
- 第六十九類 第六十二類 扇子及團扇類

- 第六十三類 燈器及其の各部
  - 第六十四類 洋燈、燭臺、提燈、電燈球、燈盤、電燈承口、電燈線條、瓦斯「パイプ」、「瓦斯」マンダトル、弧光燈用炭棒、燭中電燈、燭心等
  - 第六十五類 刷子及鬚類
  - 第六十六類 玩具、遊戲具、造花及花簪の類
  - 第六十七類 鞠、碁、將棋、人形、獨樂、弓、球、突、具、押、骨、牌等
  - 第六十八類 圖書、寫眞、「ブック」、書籍、新聞紙、雜誌類
  - 第六十九類 第六十七類 他類に属せざる商品
- 七 出願中の心得
- (甲) 特許局に於て商標登録類書を受理したるときは本人又は代理人に其願書番號を通知すべきを以て出願中の事件に付き書類等を差出すときは之に其願書番號を記載すべし
- (乙) 出願後其出願に關し期限を定めたる補充又は訂正等の通知を受けたる時は之に對して其期間内に相當書類を提出すか若くは期間延長請求を爲すに非れば出願を無効と爲すことあるべきに依り特に注意すべし但し期間延長請求書には金

附 錄 (商標登録出願心得)

ム三三八

五十錢に相當する収入印紙を貼附すべし

(丙) 特許局に差出したる書類、見本に付差出人は之を訂正又は補充することを得(但し其要旨を變更するもの又は審査、審判中に非ざるものを除く)

(丁) 出願中出願人が死亡したるとき又は出願人若しくは代理人が氏名、住所、居所、營業所、印章等を變更したるとき又は代理人の變更若しくは其代理權の變更消滅ありたるときは其旨を届出づべし印章、氏名の變更又は代理人の變更及び代理權の變更消滅の届出には相當證明書を添附すべし

(戊) 出願中相續開始したるとき又は權利を共有にしたるとき其他出願人の名義變更を要するときは相當の證明書を添附し金一圓五十錢に相當する収入印紙を貼附し名義變更の届出を爲すべし出願中の權利を譲受けたる者の差出す出願人の名義變更の届書には其承繼人たること及び營業を譲受けたることを證明するに足る書面を添附すべし

(己) 出願せる商標を使用すべき商品が前掲の二以上の類別に互るに依り願書を訂正せんとするときは他類に屬する商品に付前願書と同一の願書を差出し同時に前出願を訂正すべし

八 標章登録

營利を目的とせざる業務に係る商品に使用する標章を専用せんとするときは其登録を出願することを得るなり願書は前掲商標登録願の書式に依りて之を認むべし若し登録を出願する者が主務官廳の認可を得て設立したるものなるときは願書に其認可を得たる旨の證明書を添附すべし而して此標章に付ては商標に關する規定を準用するものとす

九 聯合商標 (及聯合標章)

同一商品に使用すべき自己の商標(又は標章)にして互に相類似するものは聯合商標(又は聯合標章)として出願したる場合に限り登録せらるゝなり此場合に於ては願書は左の書式に依り之を作り金一圓五十錢に相當する収入印紙を貼附し且願書に互に相類似する商標(又は標章)の登録番號又は願書番號若しくは符

號を記載すべし若し登録證あるときは之を添附して差出すべし其書式左の如し

書 式 (用紙可成美濃紙)

収入印紙

聯合商標(聯合標章)登録願

見本

一商標(標章)ヲ附スヘキ商品

一聯合商標(聯合標章)登録番號(願書番號又ハ符號)

私(私共)儀前掲商標(標章)ヲ聯合商標(聯合標章)トシテ登録相受度此段相願候也

本籍(國籍)  
住所(居所又ハ營業所)

職業

年月日

出願人 氏 名 殿

名 印

(法人ナルトキハ  
代表者氏名印)

特許局長 氏

添附書類目錄

一何々々 何々通  
一何々々 何々通

注意

聯合商標は商標登録の出願、出願人の名義變更届出、存續期間更新登録の出願、登録證再下付の請求、登録證差出免除の請求、存續期間満了前三箇月以内に於て爲す存續期間更新の請求博覽會又は共進會の出品に關する届出には商標に關する普通料金の半額とす

附 錄

(商標登録出願心得)

ム三三九



附 錄 (商標登録出願心得)

41E0

十 登録査定ありたる場合

(イ) 登録すべしとの査定ありたるときは出願人は其の査定を送達を受けたる日より六十日以内に商標料を納付し且つ商標の印版一箇を差出すべし此の手續を爲さざるときは其出願を無効と爲すことあるべし

(ロ) 商標又は標章の登録を受けたるときは其商標(標章)を二十年間専用することを得るなり此の期間満了するも更に二十年づつ幾回にても其専用年限満期の日より三箇月前に在りては金二圓に相當する収入印紙を願書に添附し(三箇月以内にありては別に金一圓の手續料を納付することとを要す)左の書式に依り願書を認め之に登録證を添へ存続期間更新登録を出願して之を持続することを得べし其願書式は次の如し

書 式 (用紙可成美濃紙)

収入 印紙	商標權(標章權)存続期間更新登録願
一登録番號	
一商標(標章)ヲ附スヘキ商品	
(一)聯合商標(聯合標章)登録第何號	
私(私共)儀前記商標權(標章權)ニ付存続期間更新ノ登録相受度此段相願候也	
本 籍(國籍)	
住 所(居所又ハ營業所)	

年 月 日	出 願 人 氏 名	印
特許局長 氏	名 殿	(法人ナルトキハ 代表者氏名印)
添附書類目錄		
一何々	何 通	
一何々	何 通	
一何々	何 通	

(ハ) 商標の印版は木版、細網版其の他活版印刷に適するものを用ひ長さ及幅各曲尺三寸三分(十「サンチメートル」)以内、厚さ七分九厘二毛(二「サンチメートル」)とし文字より成る商標の印版の長さ及幅は各二寸一分四厘五毛(六「サンチメートル」)五以内とす而して之を一箇の直角四邊形と爲すべし

載したるものなるが其他不明の廉あるときは特許局に問合せ又は明治四十二年四月五日官報掲載の商標法及同年十月二十六日官報掲載の農商務省令第四十四號商標法施行細則等に就き研究すべし

十一 拒絶査定ありたる場合

審査の上拒絶せられたるときは再審査を請求し得べく其請求に付尙拒絶せられたるときは抗告審判を請求することを得るなり

以上は商標登録出願者に於て心得置くべき事項を記

附 錄 (商標登録出願心得)

ム二四二



關機の界ムゴ



新

報

行發回一月每  
(共稅郵)錢拾金價定部壹  
(上全)圓費金分年々壹

地番八十四町松村區橋本市京東 社 本  
四九四〇二京東替振 六〇〇五浪電  
四ノ地番七十五百町居唐區東市阪大 局 支  
地番十目丁二町津大南區中市風岩名 局 支

Faint, illegible text on the right page, possibly bleed-through from the reverse side.



標商録登

ニオイラ

品ゴ總  
販ムて  
賣製の

ライオン  
新案  
自轉車  
及附屬  
總ての  
ゴムの  
ゴムの  
板印管  
類材壺類品

ライオン  
ゴム底發賣元  
加藤商店ゴム部

東京市淺草區花川戸町  
換替東京一四三三六番  
電話下谷(五番)



347  
10

終